

資料編

さいたま市における 発達障害者支援に 関する資料

-
1. さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会名簿(平成 20 年度～22 年度)
 2. さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会設置要綱
 3. さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会運営要領
 4. さいたま市発達障害者支援連絡協議会会員名簿(平成 21 年度～22 年度)
 5. さいたま市発達障害者支援連絡協議会設置要綱
 6. さいたま市発達障害者支援連絡協議会運営要領
 7. さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会設置要綱
 8. さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会実務担当者会議実施要領
 9. 障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査票(発達障害)
 10. 雇用分野の発達障害者への支援施策(厚生労働省資料)
 11. 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要(厚生労働省資料)
 12. さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
 13. 発達障害者支援法(平成 17 年法律第 167 号)



1. さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会名簿

さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会（平成20年度）

【本委員会】

	所 属	肩書き	氏 名
1	こうぬまクリニック	院長（医師）	鈴木 仁史
2	松本こどもクリニック	理事長（医師）	松本 辰美
3	埼玉大学教育学部付属教育実践総合センター	教 授	尾崎 啓子
4	さいたま市私立幼稚園協会	会 長	浅沼 康雄
5	こうぬまクリニック	相談員	嵯峨 芳子
6	埼玉親の会「麦」	代 表	矢崎 弘美
7	埼玉県自閉症協会さいたま市地区	代 表	今井 弘子
8	日進職業センター	副所長	飯野 直樹
9	大宮区障害者生活支援センター	代 表	鈴木 美紀
10	教育委員会指導2課	係 長	矢田 正明
11	馬宮西小学校	校 長	田村 史行
12	健康増進課	課 長	吉田 正実
13	こころの健康センター	参事兼所長（医師）	黒田 安計
14	子育て支援課	課 長	谷畠 敏明
15	保育課	課 長	小川 富男
16	児童相談所	所 長	大熊 博
17	総合療育センターひまわり学園	所長（医師）	小西 薫
18	労働政策課	課 長	岡安 博文
19	保健所地域保健課	課長（医師）	西田 道弘
20	保健所保健総務課保健センター管理室	室 長	高橋 陽子
21	障害者更生相談センター	所 長	岡田 尚喜

【児童分科会】

	所 属	肩書き	氏 名
1	こうぬまクリニック	相談員	嵯峨 芳子
2	埼玉親の会「麦」	代 表	矢崎 弘美
3	埼玉大学教育学部付属特別支援学校	教 諭	千代田 義明
4	片柳幼稚園	理事長	新井 英世
5	芝原小学校	教 諭	小林 アエ子
6	保育課	主 査	土川 恵子
7	教育委員会指導2課	指導主事	福田 桂子
8	教育委員会特別支援教育相談センター	主任指導主事	玉井 康仁
9	児童相談所	所長補佐（心理）	田辺 龍一
10	保健所地域保健課	課長補佐	林 寛子
11	緑区保健センター	係 長	佐藤 芳
12	こころの健康センター	主任（医師）	井上 亮子
13	総合療育センターひまわり学園	副参事	真田 まり子
14	療育センターさくら草	主査（心理）	矢野間 貴広

【成人分科会】

	所 属	肩書き	氏 名
1	日進職業センター	副所長	飯野 直樹
2	埼玉県自閉症協会さいたま市地区	代 表	今井 弘子
3	大宮区障害者生活支援センター	代 表	鈴木 美紀
4	埼玉トヨペット（株） はあとねっと「輪つぶる」事務局	事務局長	渡辺 新一
5	埼玉障害者職業センター	主任障害者職業 カウンセラー	余野木 琢也
6	浦和区障害者生活支援センター	コーディネーター	角田 真歩

7	埼玉県立浦和養護学校	進路指導主事	高沢 豊
8	障害者総合支援センター	所長	山本 信二
9	経済政策課	主任	栗原 知明
10	浦和区支援課	係長	小林 信之
11	障害者更生相談センター	主査	太田 邦子

さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会（平成21年度）

	所 属	肩書き	氏 名
1	こうぬまクリニック	院長（医師）	鈴木 仁史
2	松本こどもクリニック	理事長（医師）	松本 辰美
3	埼玉大学教育学部付属教育実践総合センター	教 授	尾崎 啓子
4	さいたま市私立幼稚園協会	会 長	浅沼 康雄
5	こうぬまクリニック	相談員	嵯峨 芳子
6	埼玉親の会「麦」	総 務	矢崎 弘美
7	埼玉県自閉症協会さいたま市地区	代 表	今井 弘子
8	埼玉障害者職業センター	所 長	春口 真一郎
9	大宮区障害者生活支援センター	代 表	鈴木 美紀
10	教育委員会指導2課	係 長	玉井 康仁
11	馬宮西小学校	校 長	田村 史行
12	こころの健康センター	参事兼所長（医師）	黒田 安計
13	総合療育センターひまわり学園	所長（医師）	小西 薫
14	児童相談所	所 長	佐藤 正史
15	障害者更生相談センター	所 長	岡田 尚喜
16	保健所地域保健課保健センター管理室	室 長	工藤 亮子

さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会（平成 22 年度）

	所 属	肩書き	氏 名
1	こうぬまクリニック	院 長（医師）	鈴木 仁史
2	松本こどもクリニック	理事長（医師）	松本 辰美
3	埼玉大学教育学部付属教育実践総合センター	教 授	尾崎 啓子
4	さいたま市私立幼稚園協会	会 長	浅沼 康雄
5	こうぬまクリニック	相談員	嵯峨 芳子
6	埼玉親の会「麦」	総 務	矢崎 弘美
7	埼玉県自閉症協会さいたま市地区	理 事	西嶋 景子
8	埼玉障害者職業センター	所 長	吉田 学
9	大宮区障害者生活支援センター	代 表	鈴木 美紀
10	教育委員会学校教育部指導2課	係 長	石橋 真一郎
11	馬宮西小学校	校 長	田村 史行
12	こころの健康センター	参事兼所長（医師）	黒田 安計
13	療育センターさくら草	参事兼所長（医師）	久場川 伸
14	児童相談所	次長兼所長	佐藤 正史
15	障害者更生相談センター	所 長	住谷 安夫
16	保健所地域保健支援課	課 長	生野 隆子

※平成21年度より、委員の任期は2年としています。



2. さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）（以下「支援法」という。）

第3条第4項に基づき、さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 委員会は、発達障害の早期発見、早期支援体制の整備及び就労支援、生活支援体制等について検討し、発達障害者に対する支援体制を構築することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「発達障害」とは、支援法第2条第1項で定めるものをいう。

2 この要綱において「発達障害者」とび「発達障害児」とは、支援法第2条第2項で定めるものをいう。

(委 員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 親の会等に關係する者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第8条 委員会は、発達障害者支援体制を整備するにあたり必要に応じ、分科会を置くことができ

る。

(意見聴取)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健福祉局福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。



3. さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議録)

第2条 会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員会の決議により非公開とすることができます。

(傍聴の許可)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議の前に、自己の住所、氏名その他委員長の必要と認める事項を告げて、委員長の許可を受けなければならない。

- 2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、委員長が定める。
- 3 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) 前2号のほか、委員長において傍聴を不適当と認める者

(禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 秘語、談話又は拍手等をすること
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- (4) 飲食又は喫煙すること
- (5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み使用すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること

(退場)

第7条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならぬ。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から施行する。



4. さいたま市発達障害者支援連絡協議会委員名簿

さいたま市発達障害者支援連絡協議会（平成21年度）

平成21年10月1日～平成22年3月31日

	氏名	所属	職位
1	尾崎 啓子	埼玉大学教育学部付属教育実践総合センター	教 授
2	川邊 守	埼玉県警察 さいたま市警察部	埼玉県警部
3	嵯峨 芳子	こうぬまクリニック	相談員
4	佐川 兼治	埼玉障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
5	千代田 義明	埼玉大学教育学部附属特別支援学校 特別支援教育臨床研究センター「しいのみ」	教 諭
6	菅原 龍弥	緑区障害者生活支援センターむつみ	コーディネーター
7	工藤 彰子	若者自立支援センター埼玉	センター長
8	矢崎 弘美	埼玉親の会「麦」	総務
9	真田 まり子	総合療育センターひまわり学園育成課	副参事(医)
10	石橋 慎一郎	指導2課 特別支援教育係	主任指導主事
11	田辺 龍一	児童相談所	所長補佐(心理)
12	小林 アエ子	芝原小学校	教諭
13	土川 恵子	保育課	主幹
14	溝 一己	労働政策課	係長
15	江川 美江	桜区保健センター	係長(保健師)
16	北野 陽子	こころの健康センター	医師
17	石川 綾子	大宮区福祉課 保護係	主事(福祉)
18	布藤 さゆり	見沼区支援課 障害福祉係	主事(福祉)
19	原田 広子	見沼区支援課 児童福祉係	家庭児童相談員

さいたま市発達障害者支援連絡協議会（平成22年度）

平成22年4月1日～平成23年3月31日

	氏名	所属	職位
1	尾崎 啓子	埼玉大学教育学部付属教育実践総合センター	教授
2	川邊 守	埼玉県警察 さいたま市警察部	埼玉県警部
3	嵯峨 芳子	こうぬまクリニック	相談員
4	山科 正寿	埼玉障害者職業センター	主任障害者職業カウンセラー
5	千代田 義明	埼玉大学教育学部附属特別支援学校 特別支援教育臨床研究センター「しいのみ」	教諭
6	菅原 龍弥	緑区障害者生活支援センターむつみ	コーディネーター
7	工藤 彰子	若者自立支援センター埼玉	センター長
8	矢崎 弘美	埼玉親の会「麦」	総務
9	真田 まり子	総合療育センターひまわり学園育成課	副参事（医）
10	長谷場 明博	指導2課 特別支援教育係	指導主事
11	田辺 龍一	児童相談所	所長補佐（心理）
12	小林 アエ子	上木崎小学校	教諭
13	土川 恵子	保育課	主幹
14	池田 一江	労働政策課	課長補佐兼係長
15	江川 美江	桜区保健センター	係長（保健師）
16	北野 陽子	こころの健康センター	医師
17	石川 綾子	大宮区福祉課 保護係	主事（福祉）
18	布藤 さゆり	見沼区支援課 障害福祉係	主事（福祉）
19	原田 広子	見沼区支援課 児童福祉係	家庭児童相談員



5. さいたま市発達障害者支援連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）（以下「法」という。）第3条第4項に基づき、さいたま市発達障害者支援連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連絡協議会は、さいたま市の発達障害者（児）の状況に関する情報を共有し、発達障害者（児）への総合的なサービスの提供、緊急時等における迅速かつ的確な対応等の必要な支援に関する検討を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「発達障害」とは、法第2条第1項で定めるものをいう。

2 この要綱において「発達障害者」とび「発達障害児」とは、法第2条第2項で定めるものをいう。

(協議事項)

第4条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 発達障害者（児）の実態
- (2) 各関係施設及び関係機関の役割
- (3) 発達障害者（児）の適切な支援のあり方
- (4) 関係施設及び関係機関の効率的な連携のあり方
- (5) 具体的な事例検討
- (6) その他必要な事項

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 親の会等に関係する者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第7条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会長は、連絡協議会の会議を招集し、その議長となる。

-
-
- 2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 連絡協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 委員が会議を欠席する場合は、会長の判断により代理出席を認めることができる。

(作業部会)

第9条 連絡協議会は、発達障害者（児）に対する支援を検討するにあたり、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(意見聴取)

第10条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第11条 連絡協議会の庶務は、保健福祉局福祉部障害者総合支援センターが処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 当初に委嘱される委員の任期については、第4条の規定に関わらず、平成23年3月31日までとする。



6. さいたま市発達障害者支援連絡協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市発達障害者支援連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議録)

第2条 会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、連絡協議会の決議により非公開とすることができる。

(傍聴の許可)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議の前に、自己の住所、氏名その他の会長の必要と認める事項を告げて、会長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、会長が定める。

3 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 前2号のほか、会長において傍聴を不適当と認める者

(禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること

(2) 秘語、談話又は拍手等をすること

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること

(4) 飲食又は喫煙すること

(5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み使用すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること

(退場)

第7条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならぬ。

附 則

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

7. さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の広汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害を含む障害等により特別な教育的支援を要する児童生徒（以下「要支援児童生徒」という。）に対し、総合的な相談及び支援を行うため、さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会（以下「特別支援ネットワーク」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 特別支援ネットワークは、さいたま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、別表第1に掲げる特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）並びに別表第2に掲げる医療、保健、福祉及び労働に関する専門機関等（以下「専門機関」という。）で構成する。

(所掌事務)

第3条 特別支援ネットワークは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要支援児童生徒の教育的ニーズの把握及び情報交換
- (2) 教職員に対する要支援児童生徒の効果的な指導方法及び支援策の協議
- (3) 要支援児童生徒及びその保護者に対する個別相談及びカウンセリング
- (4) さいたま市立小・中・高等学校（以下「小・中・高等学校」という。）の校内委員会、教育相談部会等の組織の在り方についての助言
- (5) 小・中・高等学校に対する特別支援ネットワークとの連携の在り方についての助言
- (6) 小・中・高等学校における要支援児童生徒の指導法研修会等への協力
- (7) 特別支援教育に関する啓発活動
- (8) その他教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(内部組織)

第4条 特別支援ネットワークに、特別支援ネットワーク代表者会議（以下「代表者会議」という。）を置く。

2 代表者会議に、特別支援ネットワーク実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を置く。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表第3に掲げる委員をもって組織する。

- 2 代表者会議は、特別支援ネットワークの設置目的を達成するために必要な事項を協議する。
- 3 代表者会議に会長を置き、教育委員会副教育長をもって充てる。
- 4 会長は、会議を総理し、会議の招集を行う。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 代表者会議は、委員以外の関係者に対して意見を求め、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(実務担当者会議)

第6条 実務担当者会議は、特別支援ネットワークに係る実務を担当する者（以下「実務担当者」という。）で組織する。

2 実務担当者会議は、要支援児童生徒の支援等の事例検証、特別支援ネットワーク内の調整その他必要と認める事項を協議する。

(ケースカンファレンス)

第7条 個々の要支援児童生徒に対する支援策等を協議する会議（以下「ケースカンファレンス」という。）には、実務担当者のうち、個々の要支援児童生徒の支援等に係る者が出席する。

2 ケースカンファレンスは、必要に応じて随時開催することができる。

3 ケースカンファレンスは、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 要支援児童生徒の状況把握及び情報交換
- (2) 要支援児童生徒に対する具体的な指導方法及び支援策の検討
- (3) 特別支援ネットワーク内の具体的な連携の調整
- (4) 要支援児童生徒に対する支援の経過報告及びその評価
- (5) その他必要と認める事項

4 特別支援ネットワークはケースカンファレンスの結果に基づき、小・中・高等学校の校長に対し、協議を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 特別支援ネットワークの関係者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(ネットワークコーディネーター)

第9条 要支援児童生徒に対する支援が適切に実施されるよう特別支援ネットワーク内の連絡調整等を行う者（以下「ネットワークコーディネーター」という。）を、教育委員会学校教育部指導2課（以下「指導2課」という。）に置く。

2 ネットワークコーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小・中・高等学校との連絡調整
- (2) 特別支援ネットワーク内の連絡調整
- (3) 要支援児童生徒に対する相談及び支援の実施状況の把握
- (4) その他必要と認める事項

(庶務)

第10条 特別支援ネットワークに関する庶務は、指導2課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

埼玉大学教育学部附属特別支援学校
埼玉県立特別支援学校塙保己一学園
埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園
埼玉県立岩槻特別支援学校
埼玉県立越谷特別支援学校
埼玉県立和光特別支援学校
埼玉県立宮代特別支援学校
埼玉県立春日部特別支援学校
埼玉県立浦和特別支援学校
埼玉県立大宮北特別支援学校
埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園
埼玉県立上尾かしの木特別支援学校
さいたま市立養護学校

別表第2（第2条関係）

さいたま市保健福祉局保健所
さいたま市保健福祉局保健部こころの健康センター
さいたま市保健福祉局福祉部障害福祉課
さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター
さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園
さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
さいたま市子ども未来局子ども育成部青少年育成課
さいたま市子ども未来局子ども育成部児童相談所
さいたま市子ども未来局保育部保育課
さいたま市各区役所健康福祉部支援課
さいたま市各区役所健康福祉部保健センター

別表第3（第5条関係）

埼玉大学教育学部附属特別支援学校校長
埼玉県立特別支援学校塙保己一学園校長
埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園校長
埼玉県立岩槻特別支援学校校長
埼玉県立越谷特別支援学校校長
埼玉県立和光特別支援学校校長
埼玉県立宮代特別支援学校校長
埼玉県立春日部特別支援学校校長
埼玉県立浦和特別支援学校校長
埼玉県立大宮北特別支援学校校長
埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園校長
埼玉県立上尾かしの木特別支援学校校長
さいたま市立養護学校校長
さいたま市立小学校校長会会長
さいたま市立中学校校長会会長
さいたま市立高等学校校長会会長
さいたま市保健福祉局保健所長
さいたま市保健福祉局保健部こころの健康センター所長
さいたま市保健福祉局福祉部障害福祉課長
さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター所長
さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園所長
さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草所長
さいたま市子ども未来局子ども育成部青少年育成課長
さいたま市子ども未来局子ども育成部児童相談所長
さいたま市子ども未来局保育部保育課長
さいたま市区役所健康福祉部支援課長の代表
さいたま市区役所健康福祉部保健センター所長の代表
さいたま市教育委員会副教育長
さいたま市教育委員会学校教育部長
さいたま市教育委員会学校教育部参事
さいたま市教育委員会学校教育部指導1課長
さいたま市教育委員会学校教育部健康教育課長
さいたま市教育委員会学校教育部指導2課長

8. さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会実務担当者会議実施要領

1 趣旨

この要領は、市内の広汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害を含む障害等により特別な教育的支援を要する児童生徒（以下「要支援児童生徒」という。）に対し、総合的な相談及び支援を行うために設置した、さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会（以下「特別支援ネットワーク」という。）の下部組織として、さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 構成

実務担当者会議は、さいたま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、別表に掲げる特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）並びに医療、保健、福祉及び労働に関する専門機関等（以下「専門機関」という。）から選出された者（以下「実務担当者」という。）で構成する。

3 委嘱

教育委員会は委嘱状を実務担当者に交付する。

4 実務担当者会議

（1）実施時期

実務担当者会議は、以下の時期に年3回行う。

第1回 5月 第2回 10月 第3回 2月

（2）実施内容

実務担当者会議は、以下の事項を協議する。

特別支援ネットワーク内の調整その他必要と認める事項の協議

要支援児童生徒の支援等の事例検証

5 守秘義務

実務担当者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 庶務

実務担当者会議に関する庶務は、指導2課において処理する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

8 実施

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月30日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表

埼玉大学教育学部附属特別支援学校
埼玉県立特別支援学校埼保己一学園
埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園
埼玉県立岩槻特別支援学校
埼玉県立越谷特別支援学校
埼玉県立和光特別支援学校
埼玉県立宮代特別支援学校
埼玉県立春日部特別支援学校
埼玉県立浦和特別支援学校
埼玉県立大宮北特別支援学校
埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園
埼玉県立上尾かしの木特別支援学校
さいたま市立養護学校
さいたま市保健福祉局保健所
さいたま市保健福祉局保健部こころの健康センター
さいたま市保健福祉局福祉部障害福祉課
さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター
さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園
さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
さいたま市子ども未来局子ども育成部青少年育成課
さいたま市子ども未来局子ども育成部児童相談所
さいたま市子ども未来局保育部保育課
さいたま市区役所健康福祉部支援課
さいたま市区役所健康福祉部保健センター